

## 福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和5年7月18日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和5年7月18日(火) 午後1時30分より  
午後2時50分まで
- 2 場 所 福島市杉妻町3番45号 杉妻会館3階「百合」
- 3 出席者 役 員 17名(出席理事7名、書面出席理事9名、監事1名)  
事務局 9名(参与兼事務局長・事務局次長・事務局参事・課長)  
計 26名 ※別紙参照

#### 4 会議の目的事項

##### [議 決 事 項]

- 議案第1号 令和4年度事業報告について
- 議案第2号 令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について
- 1 一般会計
  - 2 診療報酬審査支払特別会計
    - A 業務勘定
    - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
    - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
    - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
    - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
  - 3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計
    - A 業務勘定(後期高齢)
    - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
    - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定(後期高齢)
  - 4 国保基金特別会計
  - 5 介護保険事業関係業務特別会計
    - A 業務勘定(介護)
    - B 介護給付費等支払勘定
    - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定(介護)
  - 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
    - A 業務勘定(障害者総合支援)

- B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
  - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
  - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和4年度末財産目録

◎ 監査報告

- 議案第3号 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第4号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
  - A 業務勘定
- 議案第5号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第6号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（介護）
- 議案第7号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第8号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
  - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第9号 令和5年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第10号 規程の制定について
- 議案第11号 規則の一部改正について
- 議案第12号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約の締結について
- 議案第13号 役員の補欠選任について
- 議案第14号 総会の開催について

[そ の 他]

## 5 会議の状況と顛末

### (1) 開 会 （午後1時30分）

司会が、開会する旨宣した。

### (2) 挨拶

三保会長が次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会会長の二本松市長、三保でございます。皆様方には御多用の中、本日の理事会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針2023では、少子高齢化・人口減少への抜本強化に加え、質の高い医療・介護サービスへの提供体制の確保や医療DXの実現など、これらの取り組みを着実に推進することとされております。

また、その他の動きとして、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が5月19日に公布されました。改正法では、「子ども・子育て支援の拡充」や「高齢者医療制度の見直し」、「医療保険制度の基盤強化」、「医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化」が主な改正事項となりますが、国保連合会へは「医療費適正化に資する情報の整理・分析、その結果の活用の促進」が求められ、さらに、介護保険分野では、「自治体やサービス利用者などの関係者が介護情報を電子的に閲覧・共有するための介護情報基盤を整備する」こととされており、令和8年度の運用開始に向けて国保中央会とともに準備を進めている状況となります。これらの状況において本会といたしましても、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の充実・強化を図るとともに、住民の健康づくり事業への支援など、社会情勢の変化や保険者ニーズを踏まえた事業について、積極的に推進して参ります。

皆様におかれましては、本会に対します引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。最後になりますが、本日の理事会は、令和4年度の事業報告及び決算が主な案件となっております。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

### (3) 出席者報告

理事数：16名

出席者：7名

書面による出席者：9名

### (4) 議 事

三保会長が議長になり議事に入った。

議案第1号 令和4年度事業報告について

議案第2号 令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア. 議長が議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

事務局長でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議案第1号 令和4年度事業報告について御説明申し上げます。

お手元の議案第1号の1ページを御覧ください。

はじめに第1の一般状況でございます。1の役員の状況につきまして、令和5年3月31日現在では記載のとおりでございますが、4月以降に役員1名の退任に伴いまして、欠員が生じております。新役員の選任につきましては、後程、議案第13号にて御説明申し上げます。

2の事務局の状況は記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

3の機関会議でございますが、総会、理事会、決算監査を2ページから3ページに記載のとおり開催いたしております。

4ページを御覧ください。

4の審査支払の状況でございます。(1)の国民健康保険の審査では、アの2行目でございます決定した件数が約685万件、イの支払状況とは医療機関等への支払でございます、その支払額は約1,313億円となり、対前年度比99.79%と減少しております。これは、コロナ感染拡大による影響もございましたが、それに加えて被保険者数が年々減少している影響もございました。被保険者数は、令和4年度の1年間で約24,000人減少している状況でございます。

また、(3)の介護給付費の状況でございますが、アの決定件数は、対前年度比100.58%と増となっておりますが、イの支払額は、対前年度比99.81%と減少しております。これは、令和4年度の介護サービス利用者へのコロナ感染が多く、施設系の利用が控えられまして、比較的安価な訪問系の利用が増えたことによるものと思われま。

なお、支払状況の各項目の支払月が異なっておりますのは、ページ一番下の※印にありますように市町村等の会計年度に合わせて計上しているためでございます。

5ページを御覧ください。

次に、第2の重点事業でございます。ここからは、本会の「第2次中期経営計画」の3つの基本方針ごとにそれぞれの重点事業について記載しております。

基本方針1の保険者事業運営の支援では4事業を実施いたしております。特に(2)の療養費の適正化に向けた支援のア 柔道整復療養費とあんま・はり・きゅう・マッサージの適正化について、保険者における確認事務軽減のため長期間施術を受けてる方・頻繁に施術を受けている方の一覧表を作成し、仮提供いたしております。

次に、7ページを御覧ください。

基本方針2の新たなニーズ・課題への取り組みでは、3事業を実施しております。特に(1)の健診受診率・保健指導実施率の向上に向けた支援の一番下にあります、(ウ)40歳未満の方に向けての周知啓発事業として、若い時から健診受診習慣化の意識付けを目的に若い方も共感でき健康を考え、そして特定健診の受診に結び付けるような動画を作成し、スマートフォン等で見ていただけるよう促すためのハガキを対象者へ送付しております。

8ページを御覧ください。

また、ページ中ほどにございます、(3)のデジタル社会に適応したシステム更改として、現在、保険者にも御使用いただいている国保総合システム、情報集約システムなどの要件整

理を行い調達内容及びシステム運用を検討し費用の圧縮を図っております。

続きまして、基本方針3の健全で効率的な組織運営への取り組みは3事業を実施しております。

9ページを御覧ください。

特に(2)持続可能かつ健全な財政運営のア会計の収支均衡及び積立金の確保では、内部研修と共に予算管理システムの利活用を進め、職員のコスト意識の向上に努めております。

また、現在、国・中央会・連合会による審査業務改革等が進められておりますが、システム開発・改修等に係る経費は年々高騰しております。そのため、令和4年度よりシステム環境全般に係るICT積立を開始し保険者に新たな負担を求めることなく、システム関連経費の支出に備えてまいります。

10ページを御覧ください。

4その他でございますが、令和4年度単独事業として、介護職員等の賃金アップのための介護職員処遇改善支援補助金及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付業務を県から受託し、事業所への支払業務を実施いたしております。

11ページを御覧ください。

ここから32ページにかけて、第3基本事業といたしまして重点事業以外の事業について基本方針ごとに記載しております。これらの事業についても適正かつ確実に実施いたしております。

33ページを御覧ください。

別添として先ほど説明いたしました審査支払の状況の詳細を記載しております。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第2号令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきまして、事務局参事兼総務課長より御説明申し上げます。

ウ. 事務局参事兼総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。よろしくお願い申し上げます。

令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について御説明させていただきます。各会計の決算状況を集約、とりまとめました説明資料①で御説明申し上げます。表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧願います。

1の令和4年度各会計歳入歳出決算でございます。まず、資料中央の表1を御覧いただきたいと思います。本会の会計、令和4年度は一般会計、9つの特別会計、特別会計はさらに15の勘定に分けて経理しておりますが、それぞれの歳入・歳出の合計、差引残額をまとめております。最終的な合計、決算額を表の上に大きく記載をしておりますが、歳入合計決算額は5,847億1,834万667円、歳出合計決算額は5,844億1,736万3,029円、歳入・歳出とも前年度比で100.91%、約53億円ほどの増で決算をいたしました。

表の下に歳入歳出決算の状況として記載をいたしましたが、丸の1つ目、令和4年度の当初予算には、6,200億2,729万円を計上しておりました。その後、丸の2つ目になりますが、

今回の決算に至るまで、予算の増額補正を承認いただきました主な事業、内容について参考までに記載をしております。詳細な御説明は省略いたしますが、予定外の福島県からの委託要請を受けた事業、新型コロナウイルス感染者、後期高齢者分にかかる公費負担医療費、また特定健診受診者の増によりまして、当初の想定を上回る支払いが必要となったための増額補正となっております。後ほど触れますが、ICT等積立資産として令和4年度新たに積み立てを開始したものなどが主な予算補正案件となっております。丸の3つ目になりますが、各種補正後の予算現額は約6,225億円となりまして、決算額5,840億は執行率約94%となっております。なお、丸の最後になりますが決算額5,840億の約99%にあたります5,800億円は、各支払勘定で経理します診療報酬等の受払い額という予算・決算でございます。

2ページを御覧ください。2の令和4年度各会計当期収支差額でございます。

表2を御覧いただきますと、前のページでも示しました歳入歳出差引残額をC欄に再掲しております。その右D欄には前年度、令和3年度からの繰越額を記載しております。C欄、この今年度の歳入歳出差引残額は、D欄の前年度からの繰越額を歳入として繰り入れた結果の差引となっておりますので、前年度からの繰り越し分を差し引きました、純粹に当年度だけの収支、歳入歳出の差額を表したものがE欄の当期収支差額ということになります。後期・介護・障害の会計で当年度マイナスとなっております。令和4年度の本会全会計の当期収支差額、表の一番下になりますがC欄、令和4年度の差引残額3億87万3,795円から前年度からの繰越額3億1,068万8,177円を除きましたマイナス981万4,382円が令和4年度当期収支差額という結果になっております。マイナス収支となった要因、歳出増となっているものでございますがページの下、四角の枠で囲いました当期収支差額の状況を御覧ください。丸の2つ目に記載しましたとおり本会の事業運営上、不測の事態に備えることとしております財政調整基金の確保、そしてICT等の活用、今後ますます求められます技術革新、DX化、クラウド化への対応など今後ますます高額化するシステム関連経費の支出が想定されますが、その際に別途新たに市町村に負担を強いることなく歳出に耐えられるよう今年度より新たにICT積立資産の積立を開始しております。数字だけを見ますと、単年度でマイナスという結果ではありますが、将来に備えた積立の確保によるものということを御理解いただければと思います。

なお、丸の最後ですが本会会計は記載のとおり資産の積立や負債の管理等を含めまして、複式簿記によります適切な会計処理に努めております。一般会計、各会計の業務勘定分につきましては、国の通知に従いまして実費弁償方式が適用されます。いただきました手数料・負担金に余剰があれば保険者へ返還するというものでございますが、国の定める計算式にあてはめまして返還対象となる余剰は発生していないという判定結果になっております。

また、その実費弁償による収支結果の状況につきましては、決算書類を添付し毎年税務署に報告をし、確認をさせていただいております。今回におきましても、月末開催予定の総会終了後に提出を予定しておりますことを併せて御報告させていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。

3の令和4年度各支払勘定前年度比較でございます。こちらは、先ほど99%とお伝えをし

ました本会が行う診療報酬等の受払いを経理します主な10の支払勘定のみを抜粋しまして、表の3に歳入、表の4に歳出の状況をそれぞれまとめております。資料の上、四角囲みを御覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は5,777億8,247万6,476円、歳出合計決算額は5,777億6,374万442円、前年度比は共に100.61%となりました。

資料の下に各支払勘定の状況として2点、特徴的なところを記載しております。まず、丸の1つ目でございますが、先ほど全体の状況でも予算の補正とお伝えをいたしましたとおり、公費負担医療に係る支払勘定、新型コロナウイルス感染症にかかる公費負担医療が大きく、特に後期高齢者分が前年度比で約150%、3億8,000万円増加いたしました。

また、丸の2つ目、抗体検査費用にかかる支払勘定でございますが、風しん抗体検査費用と新型コロナワクチン接種費用を経理する会計となりますが、特にコロナワクチン接種費用が大きく減少いたしまして前年度比で約60%、3億5,000万円ほどの減となりました。

その他の支払勘定については、それぞれ歳入歳出ともに前年度同程度という結果になっております。

以上が、各支払勘定の状況でございます。

続いて、4ページを御覧願います。

4の令和4年度業務運営主要会計当期収支差額でございます。ここからは、今ほどの診療報酬等の受け払いである支払勘定に代わりまして、残り1%となります保険者等からの負担金、手数料を財源とし、人件費・事務諸経費等、本会の業務運営を経理する実質予算となります主要7会計の状況でございます。7会計全体の当期収支差額は、マイナスで1,529万869円となりました。各会計別の内訳を表の5に、そしてその下に状況としてまとめておりますが、マイナスとなりました要因については、最初に全体の決算額の説明でお伝えいたしましたとおり県からの交付金支払事業の受託によりまして、一般会計においては歳入が増とはなりませんが、前年度からの繰越額を除きました単年度だけの収支を見ますとマイナス、これは各種積立金などの確保に努めましたためということでございます。

次のページにお進みいただきまして、ここでは今御説明いたしました主要7会計につきまして、5ページが歳入の概要、それから6ページが歳出の概要、それぞれ科目ごとに内訳・詳細を示しております。

また、それぞれ表の下の四角枠には、前年度と比較しまして増減が大きいもの金額が大きいもの特徴的なものについて、その理由・傾向などをコメントしております。お時間の関係もございまして、特にお伝えをしたいものに絞って御説明を補足させていただきます。

まず5ページ表下の歳入の状況でございますが、1 一般負担金、こちらは保険者様から平等割と被保険者数割で御負担を頂いておりますが、被保険者数の減少により前年度から約300万円ほどの歳入減となっております。前年度令和3年度決算におきましても前年度比で約700万減少しておりましたので、2年間で約1,000万の減となっております。参考まで、負担金は前々年度の被保険者数に賦課すると規定されております。従って、昨年10月の社会保険加入対象拡大の影響はまだ表れておりません。更に来年度10月には更なる適用拡大が予定されております。今後いっそうの被保険者数の減少、負担金収入の減を見込まざるを

得ない状況でございます。

それから2の手数料につきましては、歳入全体の6割を占めますが、前年度比で約1,500万の増、内訳は3つほど黒ぼつに記載しておりますが、後期高齢者医療広域連合からの受託業務の増により約3,000万の増、それからコロナ感染による公費レセプトの増により審査手数料が国保・後期合わせて約1,600万円の増としております。一方で、ワクチン接種の減により手数料歳入が約3,000万円の減となっております。

それから最後7の積立金繰入金につきましては、次期国保総合システム更改にあたり、開発元の国保中央会への開発負担金支出のため、減価償却積立資産を取り崩し、繰り入れたことにより増となっております。

続いて6ページを御覧いただきまして、歳出でございます。同じく表下の状況を御覧いただきたいと思いますが、6 備品購入費は前年3年度がシステム機器更改、導入がほぼほぼございませんでしたが、令和4年度は庁内情報系、インターネット専用パソコン、一部サーバ等の更改がありましたため、前年度から比べまして大きく増となっております。8の積立金は現行機器の減価償却積立が前年度までで終了したことによりまして、支出が減少した一方でお伝えしておりますとおり、ICT積立を新たに開始したことによりまして約5,700万の増となっております。

以上がまず、歳入・歳出の状況でございます。

ページおめくりいただきまして、繰越金、積立金の状況を参考までに7ページ、8ページにまとめております。

まず7ページは繰越金の状況でございます。ここ3年間の推移でございます。中央の表8、令和4年度実績の一番下になりますが2億7,396万8,000円、その右、前年度と比較しますと、約1,500万円繰越金を減らしております。繰返しになりますが、繰越金を減らし活用して積立金の確保をしたためでございます。

また、状況の一番下丸の3つ目になりますが、介護会計につきましては、繰越金が大きく減少しておりますことに加え、システム更改のための中央会への負担金増が予定されておりますため、昨年の段階から介護保険者の方へはお知らせをし、御了解をいただいておりますが、令和6年度から介護保険審査支払手数料の引き上げを予定しているところでございます。

続きまして、8ページ積立金の状況でございます。中央の表9にまとめておりますとおり、4つの積立がございます。上のグラフでも表しておりますが、積立の大部分を占めますのが減価償却積立となっております、11億5,000万。こちらは、現行のシステム購入費用等にかかる減価償却相当額を次の機器更改、調達のために積み立てているものでございます。

また、表の一番左、財政調整基金積立は、各種事業運営において万が一の不測の事態による収入減を補填し、連合会・保険者財政の安定を図るために必要な積み立てでございます。

そして4つ目が新たに4年度から積立を開始いたしましたICTとなっております。会計の規模、決算状況を鑑みまして御覧の3つの会計に合計1億1,400万円の積立を行っております。積立総額は右下になりますが、15億6,600万円、こちらは前年度より約5,500万円程度の積み増しということになっております。積立金は、事業の安定運営のため不測の事態に備



えた積立の確保、システム更改経費など将来の支出に備えた必要経費となっております、いわゆる剰余金という性質のものではございません。新たに保険者負担を強いることのないようにと目的をもって保有しているものでございまして、今後も計画的な積み増しが必要であると考えております。また、その積立の目的や上限額などについては、国から示されております厳格なルールに沿って管理しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上が、令和4年度決算状況となります。

引き続きまして最後になりますが、9ページから財産目録となっております。

会計年度事業期末日となります令和5年3月31日時点における本会のすべての資産、負債の状況をまとめたものとなっております。

表左の科目名を御覧いただきたいと思いますが、資産のうち流動資産でございます。こちらは、手持ち現金、銀行預金のほか、未収金、未収診療報酬等、請求しておりますが、3月31日時点でまだ入金がないものなど本会の資産として計上するものでございます。

おとなり10ページになりますが、こちらには固定資産を計上しております。土地などの基本財産、積立金等などの特定資産、建物、設備等のその他の固定資産をそれぞれ計上しております。一番下、資産の合計は、298億5,875万3,949円となっております。

おめくりいただきまして11ページが負債でございます。

負債は、同じく3月末日時点での業者等への未払い、診療報酬等の未払い、税金、健康保険料等の預かり金等を流動負債、その下、退職給付引当金、国保基金預託金預かり金などを固定負債として計上しております。下から2行目が負債の合計となりますが、278億4,293万9,776円。その下、資産合計から負債合計を除きました正味財産合計は、20億1,581万4,173円となっております。

以上、令和4年度決算状況の御説明をさせていただきましたが、説明資料のもととなります次の資料、議案第2号の決算書で1ヶ所御確認と御説明をさせていただきたいところがございます。議案第2号 決算書の22ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらの明細は、国保特別会計の支払勘定、歳入の事項別明細となっております、款項目とございますが、一番左の2款 柔整療養費受入金、そこから右に目を移していただきますと、調定額、収入済額、通常であればこちら同額となりまして、その更に右、不能欠損、収入未済額は0となるものでございますが、御覧のとおり3,816円の収入未済額が決算書に計上されております。こちら通常は医療機関から請求を受け、支払うという流れになりますが、医療機関の廃止などにより請求自体がなくなった後に過去の請求に何らかの誤りが判明し、先に支払った診療報酬を戻してもらい保険者へお返しするものになります。通常とは逆に医療機関から連合会に支払ってもらうというケースが希に発生いたします。今回の収入未済額がまさにそれにあたりまして医療機関へ請求書を送り、入金・支払を待っておりますが、入金が未だ確認されないというものとなります。引き続き回収にあたりますが、最終的に回収が不可能となった際には、当該保険者と協議・御相談をさせていただき、財務会計の規則に則って、適切に対処したいと考えております。令和4年度決算において、収入未済額が発生いたしましたので別途御報告をさせていただきました。

以上、議案第2号 令和4年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。御認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

エ. 議長が富樫監事に監査結果の報告を求めた。

オ. 富樫監事より以下の内容で報告があった。

監事をしております公認会計士の富樫でございます。

監事を代表し御報告いたします。お手元に監査証がございますので、御覧ください。

令和4年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について、監査を行いました。

結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。

カ. 議長が議案第1号及び議案第2号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第3号 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について

議案第4号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について

A 業務勘定

議案第5号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（後期高齢）

議案第6号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（介護）

議案第7号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第8号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第9号 令和5年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

ア. 議長が議案第3号から議案第9号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ. 事務局参事兼総務課長が議案第3号から第9号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第3号から議案第9号までの令和5年度各会計の補正予算について、一括で御説明申し上げます。先ほどと同じくそれぞれの議案書別でございますが、説明用にとりまとめました説明資料②で御説明いたします。

説明資料②表紙をおめくり願います。

令和5年度予算、7つの会計の補正について御承認を賜りたく存じます。1つの会計を除きまして、いずれも共通の理由による補正となっておりまして、先ほど御説明いたしました令和4年度の決算額確定に伴いまして、決算確定前の本年2月に御承認をいただいております令和5年度予算について、4年度からの繰越金の歳入に増減が生じますため補正が必要となるものでございます。

それではまず、議案第3号 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）でございま

す。1 補正内容、表の左の歳入においては、繰越金を1,222万円を増額補正いたします。そして、表の右の歳出においては、予備費を同額の1,222万円を増額いたします。補正後の一般会計総額は5億1,499万9,000円となりまして、2の補正理由はお伝えしましたとおり令和4年度決算確定に伴います繰越金の増によるものです。

続きまして2ページをお開きください。

議案第4号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

Aの業務勘定でございますが、歳入においては繰越金を2,753万8,000円をこちらは減額補正いたします。また、歳出におきましては予備費を同額の2,753万8,000円を減額。補正後の業務勘定総額は14億3,622万7,000円となります。

なお、こちらは国保会計の業務勘定となりますが、今回の補正は第2号となっております。参考までに第1号は、令和5年3月の書面表決による理事会におきまして、御承認をいただいております。内容は、コロナワクチン接種の請求支払業務を引き続き令和5年度も受託することになったため、所要の予算を増額補正しております。今回の補正が2回目となるものでございます。

続いて3ページになります。

議案第5号は、令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。

Aの業務勘定、2つの科目に対しまして補正を行います。まず1つ目、2の補正理由（1）を御覧ください。福島県後期高齢者医療広域連合における被保険者証の作成業務を本会で毎年受託しております。今年度については、上記被保険者証の作成と併せて同封するリーフレットの作成をお願いしたいと今年に入りましてから要請を受けました。業務の受託、事業実施にあたり、予算を補正するものでございます。

なお、本件につきまして本来であれば事業の実施にあたり予算の補正について、皆様に御了解をいただいた後に、業務委託契約を締結すべきところでございました。しかしながら、広域連合が被保険者証を8月に発行するのに間に合わせるため、早急の業務着手が必要でありましたことから、三保会長に御相談申し上げ御了解いただきまして予算補正前ではございましたが広域連合との契約、印刷業者等との契約を6月に先行させていただいております。

そしてその内容について、各理事の皆様へ5月31日付通知により御報告をさせていただいておりました件でございます。御理解を賜りたく存じます。

改めて1の補正内容の方を御覧いただきたいと思います。今申し上げました理由により歳入に作成事務手数料として、歳出に作成事業費として、それぞれ351万6,000円を増額いたしまして8月以降の各業者に対する費用支出に対応いたします。

また、もう1つ同様に令和4年度決算確定による繰越金の増額について、800万円をそれぞれ増額補正いたします。

続きまして4ページを御覧ください。これ以降、補正内容・理由が同様でございますので、さらに簡潔に説明いたします。まず、議案第6号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会

計歳入歳出補正予算（第1号）Aの業務勘定でございます。補正理由、令和4年度決算確定に伴う繰越金の増によりまして、補正内容記載の歳入の繰越金、歳出の予備費をそれぞれ189万3,000円増額の補正となります。

5ページをお開きください。

議案第7号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。補正理由、令和4年度決算確定に伴う繰越金の増によりまして、補正内容記載の歳入の繰越金、歳出の予備費をそれぞれ143万1,000円増の補正となります。

続いて6ページ議案第8号は、令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）では、歳入の繰越金、歳出の予備費をそれぞれ355万6,000円増の補正となります。

最後、7ページを御覧願います。

議案第9号は、令和5年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。令和4年度決算確定によりまして、歳入の繰越金、歳出の予備費それぞれ56万5,000円を減額いたします。

以上、議案第3号から議案第9号、令和5年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第3号から議案第9号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第10号 規程の制定について

議案第11号 規則の一部改正について

ア．議長が議案第10号及び議案第11号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．事務局参事兼総務課長が議案第10号及び議案第11号について次のとおり説明を行った。

議案第10号 規程の制定について及び議案第11号 規則の一部改正について一括で御説明させていただきます。

まず議案第10号ですが、記載のとおり新たに2つの規程の制定について御承認をいただきたいものでございまして、資料の3ページ以降に各規程の案を添付しておりますが、規程の概要をまとめております1ページを御覧いただき御説明させていただきます。

まず、制定の理由に記載をしておりますとおり、多くの保険者からの要望を受けまして、より専門的・医学的な審査を実施することで不正請求・不正受給を防止、抑止し、医療費の適正化につなげたいということから、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る審査委員会を設置する。その設置のための規程を新たに制定したいというものでございます。

青枠には、規程の概要、主な内容を記載しておりますが、黒四角の1つ目、委員は3者構成とし各1名とします。3つ目、委員は会長が委嘱、会長は連合会会長でございます。4つ目、審査会は月に1回、1日開催をし、5つ目、審査は別途審査要領を定め実施いたします。月に約5,000件弱の申請書を審査する見込みでございます。最後の黒四角に記載しております施行日は、承認をいただければ本日施行とし審査委員の選任に入る予定でございます。

続きまして、2ページでございますが、こちらは2つ目の審査委員の報酬及び旅費を定め

る規程となりまして、報酬及び役職手当は、審査の量・質からも別途、既に定めております柔道整復療養費の審査委員会にならしまして同額を定めております。設置規程並びに報酬・旅費規程、いずれも国の定める審査委員会設置基準に則り、また現行規程等に合わせて作成しております。

最後に今後のスケジュールを参考までに記載しておりますが、令和6年4月の業務開始に向けまして、秋に開催を予定しております諮問会議等で新たな手数料について御提示申し上げ、御協議をいただく予定といたしまして年明け2月の本理事会において、手数料の御承認と関連規則の改正等について併せて御承認をいただく予定でございます。

以上が、議案第10号 規程の制定についてとなります。

続きまして、議案第11号 規則の一部改正について御説明いたします。

議案書、表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。一部を改正したい規則は本会の服務規則でございます。有給休暇の1つでございます特別休暇の取得にあたり、子育てと仕事の両立を推進する観点から福島県の規則改正に準じまして、所要の改正を行いたいものでございます。

2ページを御覧ください。

本会服務規則において、特別休暇を定めます第26条第1項、第8号、学校行事等への参加を認める子どもの対象年齢につきまして、これまでの中学校卒業の終期に達するまでの子から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子に改めます。附則に記載のとおり本日御承認をいただきましたら、本日7月18日を施行日とし、福島県の施行日令和5年4月1日に合わせ適用を遡及させていただきたいと存じます。

なお、県人事委員会規則の改正、公布が3月17日となりまして、本会の2月の定例理事会、さらに3月17日開催の臨時理事会への上程が叶わず今回の議案上程となっております。御了承いただければと存じます。

以上、議案第10号 規程の制定及び議案第11号 規則の一部改正について一括で御説明申し上げます。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第10号及び議案第11号について、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ. 江田理事より次のとおり発言があった。

議案10号で、不正請求があったということで、この制定をすれば不正請求がかなりなくなるということですか。お伺いいたします。

オ. 議長が事務局に発言を求めた。

カ. 業務管理課長が次のとおり説明を行った。

業務管理課長と申します。あはき療養費は現在、こちらで事務審査を行っております。その中で、不正請求というものはほとんど見受けられない状況ではございますけれども、やはり施術所の状況によりましては、複数の部位をマッサージしていたりなど、その他、柔道整復でもございますけれども多部位という施術状況がございまして、東北厚生局及び福島県国保課は、そういった施術所につきまして、協議を行いながら是正勧告というものを行ってい

る状況ではございます。特段、東北厚生局の方からも、不正事例ということで報告はいただいているところではございますが、なお、今回あはき審査委員会を設置しまして、不正事例につきましても、より専門的な知見を踏まえて審査委員会の先生方に御確認していただきたいと存じているところでございます。以上でございます。

キ．議長が江田理事に発言を求めた。

ク．江田理事より次のとおり発言があった。

不正が見受けられないということではありますが、この審査委員会を設けるということは、会長が月額 5,000 円、年間 6 万円、そして委員会は出席したときに 1 日 18,000 円ではありますが、金額ではありませんが、もし不正請求があれば、徹底的に審査委員会でやはりやっていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

ケ．議長が事務局に発言を求めた。

その点につきましては、審査委員会の設置にあたりまして、福島県及び東北厚生局とも連携を図りまして、不正事例の収集や情報等の提供につきましては、各市町村保険者様の皆様からもいただきながら、施術所施術者の方々に対する指導等が行えるように、しっかり対応してまいりたいというところでございます。

コ．江田理事より了解した旨発言があった。

サ．議長がその他について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 12 号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約の締結について

ア．議長が議案第 12 号について事務局に説明を求めた。

イ．システム管理課長が議案第 12 号について次のとおり説明を行った。

システム管理課長と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第 12 号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

お手元の議案第 12 号の 1 ページをお開きください。

こちら前書きに書いてありますとおり、令和 6 年度以降の主要 7 システムを運用する業務について、委託契約を締結したいというものでございます。こちらは本年 2 月に開催しました理事会の際に「その他」として御案内していたものとなります。

本議案では説明資料を後ろに付けておりますので、4 ページをお開きください。資料が縦横混在となり申し訳ございません。こちらで説明申し上げます。

まずは委託する主要 7 システムについてですが、こちらは全て国保中央会が開発する全国標準システムとなります。1 つ目の丸にありますとおり、いずれも非常に公共性の高い重要なインフラとして安定した運用が求められております。システムの全体概要は図のとおりですが、一部御紹介しますと、①の国保総合システムと②の後期高齢者医療請求支払システムで、本県では毎月 300 数十億円の医療費を審査し、保険者への請求、医療機関等への支払を実施しております。また、③の国保情報集約システムでは、現在国民の関心となっている「マイナ保険証の仕組み」に情報を連携しているものとなっております。

2つ目の丸ですが、これら主要7システムの運用契約が本年度末で満了を迎えることから、令和6年度以降の委託業者を選定するというものです。

5ページを御覧ください。ここでは、業者選定における本会の基本方針とそれによる選定業者及び委託期間を説明いたします。

1つ目の丸ですが、全国標準システムは相互の緻密な情報連携により業務が成り立っておりますので、引き続き一体的な管理で安定した運用を実現して参りたいと考えております。2つ目です。その中で各システムは、国の意向を受けて変動が生じており、令和6年度以降、過渡期に入る状況でございます。

ここで7ページの参考資料を御覧ください。こちらで、国保総合システムの変遷イメージを御確認いただけます。一番上の令和5年度までの枠内で緑色のところが現在の国保連合会となりますが、本システムはこれまで各都道府県を拠点に利用しておりました。これが2段目の令和6年度以降では「クラウドリフト、つまりクラウドに搭載する」ということで、なるべくシステムをいじらずに福島のデータセンターから関東のクラウドセンターに引っ越しをし、福島からそれを管理、運用することになります。

しかし、これではクラウドとしての効率化は達成されておらず、令和8年度以降の予定にあるとおり「目指すべき姿」に向けて、これまでの運用業務を継続しながら、赤矢印の先にある「クラウドの利点を徹底的に活用する姿」に変化していくこととなります。この目指すべき姿というのは、現時点で国保総合システムのその姿を厚生労働省、デジタル庁と国保中央会が協議をしているところとなっております。

5ページにお戻りいただきます。3つ目の丸です。そのような不安定な時期に業務継続性の確保を最重要事項として、対応できる業者を選定したいというものです。

また、下表のとおり7システムは今後、クラウド化や統合といった変動予定がございますので、委託期間を令和6年度から8年度までの3か年の契約として、適切に対応できる体制を維持して参ります。

結果として、中段の右側枠内にありますとおり、選定方法は随意契約、選定業者は現行運用業者である郡山市の株式会社エフコム、委託期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としたいものです。

6ページを御覧ください。契約金額ですが、3か年総額8億6,076万5,400円となります。この金額は、概算見積と比較し、3,781万8,000円の減となり、もっとわかりやすくするためにシステムが安定している今年の運用業務と比較しますと年間1,536万4,800円の減となります。

交渉のポイントを記載しておりますが、1つ目の丸のとおり、昨今の物価高騰を受ける中で費用の高上がりが見られましたが、これまでのノウハウを十分に活かし業務を効率化することで費用を圧縮しております。

それでは、議案書1ページにお戻りいただきます。

1から3の契約内容については説明したとおりです。

4の契約金額について、下の※にありますとおり3ページに別紙をお付けしておりますの

で御覧ください。こちらがシステム別、年度別の内訳で、各年度の額は同額となっております。また、この契約金額については、IT コンサルタントである常磐システムエンジニアリング株式会社に評価を依頼し、適正であると回答を得てございます。

2 ページを御覧ください。5 の契約企業、6 の契約方法は、株式会社エフコム、随意契約となります。

7 の選定理由です。先ほどの説明と重なりますが、3 段落目から記載しておりますとおり、変化を続ける過渡期にあつて、業務継続性の確保を最重要事項として対応できる業者、また今後の変動予定に対し、適切に対応できる体制を維持していける業者として選定したいというものです。

8 の提案理由のとおり、理事会の承認を得ようとするものでございます。

以上、議案第 12 号 国保総合システム等各種基幹システム運用業務委託契約の締結についてでございます。

御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 12 号について、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ. 江田理事より次のとおり発言があった。

当たり前のことを聞かさせていただきます。今この株式会社エフコムの契約ということですが、入札競争であれば、もっと安くなるような気がするが、お伺いたします。

オ. 議長が事務局に発言を求めた。

カ. システム管理課長が次のとおり説明を行った。

御質問ありがとうございます。入札については、やはりこういった調達事項があるたびに、毎回入札をまず原則として考えます。機械であったり、物を買うなど、そういったものについては、もちろんそのまま入札ということを見せていただいております。こちらの方のシステムの運用ということにあたりますと、非常にその専門知識がまず必要となります。我々、審査支払機関というのは、各都道府県に一つございますが、そういったノウハウがある業者となりますと非常に限られてございまして、過去入札をした際にもやはり指名には応えるが入札には参加しないかつ現在自治体の方でもクラウド化、ガバメントクラウド化ということで標準化の動きが進んでおりまして、各地域のベンダーの方では人員確保、体制確保に大変苦慮しているというのを事前に確認してございます。そうした中で入札をして、業者の入れた札のとおり契約するよりも、今あるノウハウのある業者に対しまして一個一個要件を適切に整理して、一つ一つ交渉を重ねた方が費用を抑えられるという様な考えで今回はこのような対応をさせていただきました。以上でございます。

キ. 江田理事より了解した旨発言があった。

ク. 議長がその他について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 13 号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第 13 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 13 号について次のとおり説明を行った。



議案第 13 号 役員の補欠選任について御説明申し上げます。

前役員の退任に伴い欠員が生じたため、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条に基づき、補欠役員を総会で選任するにあたりまして、理事会での承認を求めるものでございます。

選任する役員は、会津地区部会から推薦いただきました渡部勇夫只見町長でございます。役員の任期は、総会予定日である令和 5 年 7 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、議案第 13 号 役員の補欠選任について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 13 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 14 号 総会の開催について

ア. 議長が議案第 14 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 14 号について次のとおり説明を行った。

議案第 14 号 総会の開催について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

開催日時につきましては、令和 5 年 7 月 31 日月曜日、午後 1 時 30 分から、場所は「ウィル福島アクティおろしまち コンベンションホール B」でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第 14 号 総会の開催について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 14 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### (5) その他

ア. 議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ. 事務局参事兼総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

恐れ入ります。少々お時間をいただきまして事務局よりその他資料、クリップ止めをしております表紙に記載のとおり、3 点について各担当課長より御報告をさせていただきます。

まず 1 点目でございますが、その他説明資料 1 を御覧願います。

こちらは、左下に日付令和 5 年 6 月 30 日、右下にありますとおり国民健康保険中央会の定期総会で採択・承認をされました決議文となっております。裏面には、決議にあたり連名で国保中央会役員、全国の国保連合会会長・理事長が名を連ねる形で決議されております。決議の内容及び詳細は読み上げませんが、国保総合システム、先ほど議案の説明でもありましたが、今後のシステム更改にあたって必要となる経費について保険者、被保険者へ負担を求めるとの国において必要な財政措置をお願いしたいという内容でございます。全国知事会、市長会、町村会なども要望事項、提言という形で動いていただいております。

本会でも、関係団体と歩調を合わせこの決議に基づきまして前々年度、前年度に引き続き

まして今年度も地元選出国會議員に対しましての要請について、来月末の概算要求提出後活動を展開する予定であります。何卒御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

1点目の御報告は以上でございます。

ウ．保険者支援課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

保険者支援課長と申します。

私からは、その他説明資料の2の特別調整交付金（結核・精神）申請に係る支援業務の実施についてを御説明申し上げます。

本業務の実施につきましては、5月30日国保主管課長部会にて、概要を本年度から新規事業として実施する旨、お伝えしているところでございます。

1の目的でございますように特別調整交付金（結核・精神）申請業務は、対象レセプトの選定基準が複雑かつ申請基準を満たす判断が分かり難いなどの理由から、県への申請を見送る市町村が多い現状でございます。

今般、精神の疾病については、増加傾向となっており市町村からは事務負担軽減のために対象レセプトの抽出作業等の支援について、本会に対して要望が上がっております。

そのため、県への申請時期が例年当該年度の2月であり、今から希望市町村を募ることによって今年度の対象レセプトの抽出作業等の御支援が可能と判断いたしまして本業務を実施することといたしました。

参考ではございますが、本会の独自調査において令和2年度は、27の市と町が、申請対象の可能性があると見込まれました。また、交付金額は4億8,622万5,000円と推計されておりますので、市町村において申請の御検討をいただけますよう事務処理を支援してまいります。

裏面を御覧ください。2は、業務内容及び今後のスケジュールでございます。図の数字順に御説明いたします。

まず、下段の国保連合会の①を御覧ください。今月中には、①事前調査の通知を発出いたしまして、③事前調査を実施いたします。事前調査とは、まずは自分の市町村が交付の対象になるかどうかを判断するために、本会において前年度の1年分のレセプトから結核・精神の対象レセプトの抽出を行い、特別調整交付金の申請基準を超えるか判定し結果を市町村へ御提供いたします。市町村においては、交付金が見込める場合は、⑥本会と本番業務の委託契約を9月末ごろまでに申し込みをしていただきます。その後、⑦本番業務委託契約締結後に⑧当年度の1月から12月審査分レセプトデータの抽出作業を実施いたします。本会において⑨抽出結果を1月末までに、市町村へ提供いたします。市町村において県への申請様式を作成いただき、⑩2月末までに県へ申請をする流れとなります。

3の本業務の委託料でございます。8月に実施する事前調査については、無償となります。交付金が見込め本番業務を委託する場合は、有償となります。こちらの委託料につきましては、決まり次第市町村へ通知をいたします。

4の概算費用でございます。現時点で、委託希望する市町村が未定のため概算費用の試算が困難であることから本番業務を希望する市町村が取りまとまり次第、理事会へ補正予算の

上程を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

エ. 介護福祉課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

介護福祉課長と申します。よろしくお願いいたします。

引き続きその他の説明資料3 国保中央会による一括調達への参加についてを御説明申し上げます。クリップ止めのその他の資料、最後の2枚となりますが、御準備願います。

令和7年5月に実施される介護保険・障害者総合支援システムの更改に向け、国保中央会が実施する全国47国保連合会を対象としましたシステム機器等の一括調達へ参加をいたしますので、御承知おき願います。なお、現時点では設計価格が未定のため、設計価格が確認でき次第、あらためて理事者の皆様あて御通知申し上げます。

1といたしまして、システム構成図を準備してございます。別添カラー刷り横置きシステムの構成図を御準備ください。こちらでシステム概要と調達範囲を御説明いたします。この介護保険・障害者総合支援システムとは、介護給付費及び障害介護給付費の審査支払業務を行う全国統一のシステムでございます。本システムは、構成上大きく2つに分かれております。ひとつは、青線で囲っている部分、こちらは中央側の環境、全国47国保連合会が共同で利用する環境となっております。なお、この令和7年5月の更改にてこの部分はクラウド化がされる予定となっております。

そしてもう1つが、赤線で囲っている部分、こちらはいわゆる地方側、各国保連合会側となっております。今回の一括調達の対象となりますのは、この赤枠の部分のサーバ等の機器、ネットワーク回線、プリンタなどとなっております。補足をいたしますと、今回の更改ではこの赤枠のとおり規模の違いこそあるものの全国47国保連合会では同様の機器構成を構築する必要がございます。よって、各国保連合会がそれぞれに機器を調達するのではなく国保中央会が一括で調達をかけることにより、スケールメリットを活用した費用低減が図れることとなります。このスケールメリットを活用した費用通減こそが一括調達の目的でございます。

それでは一枚目の資料にお戻りください。2の調達内容及びスケジュールでございます。

調達内容は(1)の機器サーバ等、(2)のネットワーク回線プリンタに分かれております。(1)の表にてスケジュールを御説明いたします。

まず、表中1としまして8月に国保中央会が公告を行うとともに、設計価格が各連合会あてに通知される予定です。次に2としまして、通知された設計価格を踏まえ9月に、理事者の皆様あて一括調達参加について改めて御通知を申し上げます。以降、10月に入札実施、11月の入札結果通知を踏まえ、12月に理事会を開催し必要な事項について御承認をいただく予定です。次の(2)についても同様の流れにより11月から事務が開始されまして、3月理事会にて必要な御承認をいただく予定です。

次に、3の設計価格でございますが、先ほど申し上げましたとおり現時点では未定でございます。なお、参考としまして前回、平成30年12月調達時の設計価格及び落札価格を記載いたしましたので御確認ください。

最後になりますが、本調達にかかる財源は本会が保有する減価償却引当資産積立金を予定しております。

事務局よりその他の事項、3点について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

オ. 議長がその他事項について各理事へ発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(6) 閉会（午後2時50分）

司会が理事会の閉会を宣した。

令和5年7月18日（火）福島市杉妻町3番45号 杉妻会館で開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和5年8月21日

議事録署名人

江 田 文 男 印

林 昭 彦 印